

第785回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和4年4月12日(火) 午後1時30分
2. 閉会の日時 令和4年4月12日(火) 午後2時10分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館4階 第1研修室

4. 出席した委員(番号1から14)及び推進委員(番号15から20)の氏名
 - 1 佐々木 和枝 4 川嶋 敏明 5 一戸 実
 - 6 門上 牧夫 7 新堂 政登 8 千葉 準一
 - 9 中村 均 10 北澤 邦彦 11 浦田 秀人
 - 12 種市 廣 13 宮古 久光 14 古田 武信
 - 15 赤沼 成人 17 葛巻 広行 19 月館 操
 - 20 駒澤 慎

5. 欠席した委員及び推進委員の氏名
 - 2 立崎 京子 3 月館 啓三 16 沼山 英明
 - 18 田面木 優

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名
 - 参 与・・・局 長 小島 一人
次 長 山本 誠

 - 会議書記・・・主 事 熊野 健太

7. 議 案
 - 【議案第1号】農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請について
 - 【議案第2号】農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請について
 - 【議案第3号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
 - 【議案第4号】農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 【議案第5号】農地転用許可申請に係る意見について
 - 【議案第6号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について
 - 【議案第7号】三沢市農業委員会規程の一部改正について
 - 【議案第8号】非農地証明事務取扱基準について

議事の概要

事務局

ただ今より、令和4年4月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第785回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は12名で2名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する定足数には達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお、欠席となるのは、2番立崎委員、3番月館委員でございます。お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。また、推進委員につきましては、4名の出席で、田面木推進委員、沼山推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆さんには御多忙のところ、第785回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、令和4年度に入りましたが、市職員人事異動は、私も記憶にありませんが事務局員は、ひとりも異動がありませんでした。したがって事務局には昨年度同様、今年度もこれまでの経験を基に、円滑な委員会運営を期待するところであります。コロナの収束もいまだ見通せない状況ではありますが、我々委員においても、新たな気持ちで農業委員会活動、望んで参りたいと思いますので、なにとぞご協力のほど、よろしく願い申し上げまして、挨拶といたします。

それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を努めさせていただきます。議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

ご異議なしと認め、4番、川嶋敏明君、10番、北澤邦彦君を指名いたします。

参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。次に会期の決定を行います。総会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

局 長 それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会 会議規則 第9条 第2項の規定により、議長の許可を受けてから、発言することになっておりますので、ご協力願います。

局 長 それでは、2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに3月11日から4月11日までに行いました主な業務についてご報告いたします。3月11日に、令和3年度 女性農業委員会活動推進シンポジウムが Web 配信により行われました。

3月23日の、令和3年度県農業会議臨時総会は書面決議となりました。

5月6日に、第786回総会の議案検討会を予定しております。

5月11日に、第786回総会を予定しております。

次に、3月の事務処理状況についてご報告いたします。

3条、権利の移転につきましては、市の関係が1件の8,062平米でした。3条の3第1項、相続の届出は2件で、1,842平米でした。転用につきましては、5条の案件が1件の2,989平米でした。貸借の解約は2件で、2万1,897平米でした。内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

ここまでの合計は6件で、3万4,790平米となっております。

次に、利用権設定等促進事業の利用権設定が76件で、田、49万8,991平米、所有権移転が1件で、田、2,774平米でした。農地中間管理事業につきましては、10年設定が5件で、田、6万2,689平米でした。現地調査につきましては1件で、内容につきましては報告第3号で説明させていただきます。

続きまして、4月12日から5月11日までの主な業務計画についてご説明いたします。

4月22日に、令和4年度上十三地区農業委員会連絡協議会役員会及び総会が十和田市で予定され、会長と私が出席予定です。

4月26日に、県農業委員会職員協議会監査、令和4年度地区農業委員会連絡協議会事務局長会議及び県農業委員会職員協議会役員合同会議が青森市で予定され、私が出席予定です。

5月2日に、県農業者年金協会役員会が青森市で予定され、会長が出席予定です。

5月6日に、第786回総会の議案検討会を予定しております。

5月11日に、第786回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号 農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、字淋代平の田1筆、3,177平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するため解約を行ったものです。

番号2、字戸崎及び早稲田の畑4筆、合計で2万1,897平米、貸借契約を解約し、借受人を変更するため解約を行ったものです。なお、解約前の契約内容は表に記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。

報告第3号 農地の現況調査についてご説明いたします。青森地方法務局十和田支局から照会がありました1件について、現況調査を行っております。

番号1、谷地頭二丁目の畑1筆、1,319平米、場所は斗南藩記念観光村から西へ約1キロメートルの通称山中集落のところになります。3月31日に立崎委員、浦田委員、赤沼推進委員が調査を行った結果、当該地には昭和50年に建築された建物があり、市税務課の評価も昭和50年から宅地となっていることから非農地である旨回答しております。

報告第4号 農地転用の許可不要案件についてご説明いたします。農地法第5条第1項の規定に基づき、許可申請が不要である案件について事業者から届出があったもので、富崎一丁目の畑

1筆、2,790平米の内の4平米に、携帯電話用無線基地局が設置されるものです。

場所は斗南藩記念観光村から北へ約1.2キロメートルのところの県道天ヶ森三沢線沿いになります。当該事案は農地法施行規則第53条第1項第14号により、許可不要となります。私からの報告は以上でございます。

議 長

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会 会議規則第9条 第2項の規定により、議長の許可を受けてから、発言することになっておりますので、ご協力願います。

それでは議案第1号農用地 利用 集積 計画の作成に係る所有権移転の要請について を議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは6ページをお開き願います。

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、売買の案件に関してご説明します。利用権設定の種類等は表のとおりであり、件数は1件です。番号1字戸崎の畑2筆、4,824㎡を基盤法の売買による所有権移転です。価格は総額144万円、10aあたりで計算すると約29万円になります。場所は細谷集落から西約700mにあります。現地確認につきましては立崎委員、浦田委員、赤沼推進委員同行のもと、完了しています。以上です。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

議長

次に、議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請について を議題とします。今回の審議にあたり議事参与の制限にあたることから、議長を職務代理者に交代いたします。

議長代理

番号1の審議にあたり、農業委員会等に 関する法律 第31条 第1項の規定による議事参与の制限に、7番 新堂 政登 君 が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

《会長が退席》

議長代理 事務局より説明願います。

事務局 それでは7ページをお開き願います。議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、貸借の案件に関してご説明します。利用権設定の種類等は表のとおりであります。今回は詳細な説明は省略させていただきます。番号1字淋代平の田3筆、合計8,411㎡を賃貸借権設定です。場所は住友化学から北東約1.2kmにあります。現地確認につきましては立崎委員、浦田委員、赤沼推進委員同行のもと、完了しています。以上です。

議長代理 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長代理 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号、番号1は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。審議が終了しましたので、7番新堂政登君の出席を認めます。会長が戻りましたので、議長を交代いたします。

《職務代理者から会長へ議長交代》

続いて、番号2から14の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号2から14まで字淋代平から字前平までの田と畑189筆、合計485,916㎡を賃貸借権設定です。場所については別添地図をご覧ください。今回は字淋代平地区から字前平地区までの地域が対象となります。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号、番号2から14までは、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

次に、議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは12ページをお開き願います。

議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。今回は件数が多いため、詳細な説明は省略させていただきます。番号1から10まで字庭構から字猫又までの田と畑29筆、53,278㎡を10年間の賃貸借権及び使用貸借権設定です。場所については別添地図をご覧ください。今回は庭構地区から字猫又までの地域が対象となります。現地確認について立崎委員、浦田委員、赤沼推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

古田委員 番号3から5について、耕作者の経営農地の数値のカンマの位置がおかしいようだが、これは2町歩なのか20町歩なのか？

事務局 こちらの記入ミスで申し訳ありません。正しくは20町歩です。

議 長 他にありますか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に、議案第4号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは16ページをお開き願います。

議案第4号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。今回の案件は3件です。

番号1、淋代平の田5筆、合計15,472㎡を祖父と孫の間で、20年間の使用貸借の申請です。譲受人は東北町在住の会社員ですが、今月初めより農家として本格

的な活動を始めている方で、これまでは約4年間、実家や、様々な農家のもとで農作業の経験を積んでおります。三沢での農作業は祖父の家を作業場として使用し、機械については、祖父が所有しているものを借りるそうです。

労働力については、申請者を含め4名で、その中には農作業歴20年の方も含まれているので、栽培技術指導も問題ないと思われます。作付け内容はゴボウ、長芋です。場所は、住友化学工場から東に約850m、及び1.7kmの場所です。

番号2、淋代平の畑1筆、823㎡を知人間の売買による所有権移転申請です。譲受人を審査した結果、耕作面積はすべて耕作されており、労働力については、申請者を含め2名です。譲受人はご高齢ですが、息子さんの手も借りながら営農を続けているとのことです。

場所は、平和実業株式会社から西に400mの場所です。

番号3、庭構の田2筆、5,972㎡を兄弟間での所有権移転の申請です。譲受人を審査した結果、耕作面積はすべて耕作されており、労働力については、申請者を含め2名です。場所は、東北ファームから南に約400mです。いずれも周辺農地への影響はないと思われます。現地確認は立崎委員、浦田委員、赤沼推進委員、同行のもと完了しています。以上です

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は原案の通り許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号農地転用許可申請に係る意見について議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは18ページをお開きください。

議案第5号農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。今回は5条転用で、3件の申請であります。

番号1、議案第5号資料①と合わせてご覧ください。対象となる

土地は、字下久保の畑、2筆の2, 973㎡です。
場所は、堀口中学校から北東へ350mに位置し、都市計画の用途地域内で第一種低層住居専用地域に指定されており、周辺は、住宅が建ち並ぶ地域であります。譲受人は、三沢市の不動産の会社です。譲渡人は、字堀口と字中平の2名の農家の方であります。権利区分については、所有権移転となります。

転用目的は、宅地分譲で7区画整備し販売します。分譲面積は、200㎡から700㎡となっております。農地区分は、第3種農地であり、原則許可できる場所であります。

事業費は、総額3,100万円で、全額自己資金での対応となります。周辺農地への対策として、汚水は、下水道に接続し、雨水は宅内にて浸透処理するため、問題ないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。現地確認については、立崎委員・浦田委員・赤沼推進委員により、完了しております。

番号2、議案第5号資料②と合わせてご覧ください。

対象となる土地は、下久保2丁目の畑、1筆の998㎡です。

場所は、堀口中学校より北へ600mに位置し、都市計画の用途地域内で第一種中高層住居専用地域に指定されており、周辺は、都市公園の、まきば公園や住宅が建ち並ぶ地域であります。譲受人は、幸町2丁目の無職の方です。譲渡人は、同じく幸町2丁目の無職の方です。権利区分については、親子間の贈与による所有権移転となります。転用目的は、共同住宅のアパート建築です。アパートは鉄筋コンクリート造3階建てで、建築面積は213.85㎡、12戸となります。事業費は、総額1億7000万円で、全額銀行からの融資での対応となります。

周辺農地への対策として、汚水及び雑排水は、下水道に接続し処理し、雨水については、敷地内に浸透枳を整備し処理するため、周辺農地への影響はないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。

現地確認については、立崎委員・浦田委員・赤沼推進委員により、完了しております。

最後に、番号3、議案第5号資料③と合わせてご覧ください。

対象となる土地は、三川目1丁目の登記地目は雑種地、農地台帳及び現況は畑である1筆の1261㎡です。場所は、三沢漁港より南南西へ800mに位置し、周辺には、三沢南部地区浄化センターがあり、農業集落に囲まれた場所であります。

譲受人は、千葉県の売電業の会社です。譲渡人は、三川目2丁目の農家の方であります。

転用目的は、太陽光発電施設で太陽光パネル185枚、約420

m²の設置であります。もう既に太陽光設備が設置され、土地についても売買及び登記が完了しており、事後の転用申請であります。

今回の事後転用については、登記地目が雑種地であったことから、農地と気付かず取引されたことが原因であり、譲受人からは顛末書が提出されております。農地区分は、第3種農地となります。周辺農地等への影響については、雨水は敷地内で自然浸透であり、ゴミ等の飛散を防止するため、隣接との境界にはフェンスを設置されております。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。現地確認については、立崎委員・浦田委員・赤沼推進委員により、完了しております。以上であります。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長 次に、議案第6号、農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。

番号1、2の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、16番古田武信君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

《古田委員一時退席》

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは20ページをお開きください。議案第6号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について、ご説明いたします。今回の非農地の件数は20件です。番号1、2について説明いたします。場所が古間木1丁目及び本町2丁目で、古間木小学校の東側の沢になった場所で、都市計画の用途地域内にある田2筆であります。面積は1,230m²と3,062m²で所有者は記載のとおりであり、昨年8月実施した農地パトロールの調査において、現況が森林の様相を呈しており、又、周辺の農地と比べ、生産性が著しく低い農地であり復元しても継続利用が難しいことから「再生利用が困

難な農地」の判定となりました。現地確認については、立崎委員、浦田委員、赤沼推進委員により、完了しております。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号、番号1、2は、原案のとおり承認することに決定いたします。
審議が終了しましたので、16番 古田 武信 君の出席を認めます。

《古田委員復帰》

議 長 続きまして、議案第6号、番号3から20までの説明を、事務局よりお願いします。

事務局 番号3、場所は上久保1丁目、三沢公園より北へ200mに位置した畑1筆であります。面積は2,862㎡で所有者は記載したとおりであり、昨年8月実施した農地パトロールの調査において、当該地は袋地で接道がない農地で、管理できない状況となっており、周辺農地と比べ、生産性が著しく低い農地であり復元しても継続利用が難しいことから「再生利用が困難な農地」の判定となりました。
番号4～6番、古間木1丁目で古間木小学校の東側の沢になった場所で、都市計画の用途地域内にある田3筆であります。
面積及び所有者は、記載されたとおりであり、昨年8月の農地パトロールの調査において、現況が森林の様相を呈していることから「再生利用が困難な農地」の判定となりました。
番号7、8番、場所は春日台3丁目で三沢商業より西へ300mに位置し、都市計画の用地地域内の畑2筆であります。
面積は、710㎡と1,176㎡で所有者は記載のとおりであり、昨年8月実施した農地パトロールの調査において、現況が森林の様相を呈しており、又、周辺の農地と比べ、生産性が著しく低い農地であり復元しても継続利用が難しいことから「再生利用が困難な農地」の判定となりました。
番号9は、松原2丁目でジャムフレンドから南へ100mに位置する畑1筆であります。
面積は386㎡で所有者は記載のとおりであり、昨年8月実施した農地パトロールの調査において、当該地は袋地で接道がない農地で、管理できない状況である。3方が住宅に囲まれていることから、周辺農地と比べ、生産性が著しく低い農地であり継続利用が難しい

ことから「再生利用が困難な農地」の判定となりました。

番号10は、三川目2丁目で、ベジポストの会社より北東に200mに位置し、集落の住宅内の間に残る畑1筆あります。

面積は341㎡で、所有者は記載のとおりであり、昨年8月の農地パトロールの調査において、現況が森林の様相を呈していることから「再生利用が困難な農地」の判定となりました。番号11、12、場所は南町1丁目、北大パチンコ店より南へ200mに位置し、都市計画の用途地域内の畑2筆であります。

面積は、225㎡、1833㎡で所有者は記載のとおりであり、昨年8月実施した農地パトロールの調査において、周辺状況が住宅街であり、農地として継続利用が難しいことから「再生利用が困難な農地」の判定となりました。番号13、場所は谷地頭2丁目で夢ふれあい館の南側の畑1筆です。面積は、1540㎡で所有者は記載のとおりであり、昨年8月の農地パトロールの調査において、現況が森林の様相を呈していることから「再生利用が困難な農地」の判定となりました。

番号14、15、場所は字庭構で、新森地区の西側、広域農道交差点付近の畑2筆。面積は、524㎡と1,031㎡で所有者は記載のとおりであり、昨年8月の農地パトロールの調査において、現況が森林の様相を呈していることから「再生利用が困難な農地」の判定となりました。

番号16、場所は字堀口、市立三沢病院より西へ400mに位置し以前、アパート建設で転用許可を受けた場所に一部残された畑であります。面積は128㎡で所有者は記載のとおりであり、現況がすでに宅地と一体となっていることから、「再生利用が困難な農地」の判定となりました。

番号17、18は、場所が字南山でマエダストアの東側で都市計画の用途地域内の畑2筆です。面積は、1261㎡、1884㎡で所有者は記載のとおりであり、以前からの農地パトロールの調査において、現況が森林の様相を呈していることから「再生利用が困難な農地」の判定となりました。

番号19、場所は字流平、イセキ農機の東側の公衆道路脇に残った畑1筆、面積は22㎡、所有者は記載のとおりであります。現況が雑木林となっていることや面積的に、「再生利用が困難な農地」の判定となりました。

最後に番号20、字古間木山で三沢市第五中学校のすぐ南側で、都市計画の用地地域内にある畑であります。面積は1,478㎡で所有者は記載のとおりであり、昨年8月実施した農地パトロールの調査において、現況が傾斜地で一部木が生い茂っており、周辺の農地と比べ、生産性が著しく低い農地であり復元しても継続利用が難しいことから「再生利用が困難な農地」の判

定となりました。現地確認については、立崎委員、浦田委員、赤沼推進委員により、完了しております。今月の非農地判定した筆数は20筆、面積合計31,711㎡となりました。以上となります。よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

北澤委員 最近、非農地判定を下す農地の件数が多いが、これは三沢市独自で動いているものなのか、それとも県や国の指導によるものなのか？

事務局 国から通知を受け、それに基づき非農地判定を行っています。

北澤委員 非農地判定を行った農地の登記については、地権者が手続きを行っているのですか？

事務局 以前は地権者が行っていたが、現在は地方税法の職権によるため、法務局へ直接手続きに行っていません。

議 長 他にございませんか。

宮古委員 番号14, 15について、連続した農地だと思うが、中抜けでの非農地判定となっている。この抜けている地番には、非農地判定をしないのですか？

事務局 現地確認を行った際、建物が建っていたため、状況を再調査することとしたので今回は非農地判定にあげていません。

議 長 他にはありますか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号、番号3から20は原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号三沢市農業委員会規程の一部改正についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは22ページをお開き願います。

議案第7号三沢市農業委員会規定の一部改正についてご説明します。改正の概要として、前回の改正から相当年数が経過し、現在の法律等に合わせた内容としています。立ち入り検査の身分証についても、最適化推進委員を含める内容に改めるなどの改正を行います。そのほか、軽微な点の修正を行うことにより、事務執行の適正化を図る内容としています。以上です。

議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第8号非農地証明事務取扱基準（案）についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは24ページをお開き願います。

議案第8号非農地証明事務取扱基準（案）についてご説明します。今回の事務取扱基準を定める理由としましては、農地を適正に管理するため農地パトロールなど行い、農地台帳の整備を行っておりますが、昔、農地法第4条、第5条の転用許可を知らずに建物等を建て、農地以外に利用している土地が見受けられることなどから、国の「農地法の運用について」に基づき、一定条件に適合する農地について非農地とする基準を設け、農地の適正な管理を進めるため制定するものであります。

第1条は目的を記載しております。

第2条は、取扱方法について、公簿（登記簿）上の地目が田、畑と農地台帳に記載されている土地について、処理することを記載しております。

第3条は、申請者について記載しております。

第4条は、証明書を交付する基準については記載したとおりであります。また、(4)については、人為的に無断転用された土地で、転用行為から20年以上が経過した土地について、非農地として認めるものであります。

第5条は、申請書に必要な書類を記載しております。

第6条は、交付の審査について記載しており、交付する場合は、農業委員、推進委員、事務局が現地確認後、事務局長が専決処理し交付する。

(2)は、証明書交付の可否について、慎重に審議する必要があるときは、総会に付議することを記載しております。

最後に第7条は、証明を発行し管理するための発行簿について記載しております。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。以上が今年度の事業計画でございます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

《全議案終了》

議 長 以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第785回総会を閉会いたします。
皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 4番 川嶋敏明

議事録署名者 10番 北澤邦彦